

平成29年度第2回 国立市保健センター運営審議会 会議録

日 時

平成29年11月29日（水） 午後1時15分から1時50分まで

場 所

国立市保健センター 1階 指導室

出席者

委員9名

（出席：浅倉委員、佐藤委員、鎗木委員、吉川委員、樋口委員、坂井委員、清水委員）

（欠席：高橋委員、辛島委員）

事務局9名

（堀江健康づくり担当課長、宮崎子育て支援課長、橋本健康増進課長補佐、坂本保健センター主査、清水保健センター主査、木村子ども保健・発達支援係長、前田子ども保健・発達支援係主査、飛田子ども保健・発達支援係主査、児玉子ども保健・発達支援係主任）

議 題

- （1）平成29年12月補正予算案について
- （2）その他

会 長：ただいまから平成 29 年度第 2 回の国立市保健センター運営審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中ご出席ありがとうございます。

高橋委員と辛島委員から本日欠席との連絡が入っております。その他に吉川委員が初めて出席されてますので紹介します。

堀江課長：それでは事務局からご紹介をさせていただきたいと思います。多摩立川保健所の保健対策課長の吉川委員です。よろしくお願いいたします。

吉川委員：多摩立川保健所の医師の吉川と申します。保健対策課長をやらせていただいております。よろしくお願いいたします。

会 長：どうもありがとうございました。事前に皆様にお願いがございます。議事録を作成するために録音をさせていただいてますので発言をされる場合には挙手をしてお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。それでは議題に入る前に事務局から本日の配布資料の確認をお願いいたします。

坂本係長：資料の確認の前に事前に委員の皆様にご送付をさせていただいておりますが、今日お持ちでない方いらっしゃいますか？それでは資料の確認をさせていただきます。本日机上に配布しました会議の次第が 1 枚。それから資料といたしまして右上の方に資料No.1 とございますが歳出補正見積書、資料No.2 が子育て支援課の方からの資料になります。それから資料No.3 が骨髄移植ドナー支援制度策定に関する陳情についてということで 1 枚になります。不足等ある方いらっしゃいますか？よろしいでしょうか？

会 長：それでは資料を確認させていただきましたので式次第に沿って進めさせていただきます。まず議題 1 が平成 29 年度補正予算について、この説明を事務局からお願いいたします。

坂本係長：引き続き私の方からご説明をいたします。議題（1）平成 29 年補正予算案について資料No.1 をご覧いただきたいと思います。補正予算ということですが、年度当初に成立した年間の予算ですが、例えば経費の不足ですとか、その後何らかの理由で生じたことについて追加とか変更を行うために事務方の方で作成をして市議会に提出をするものになります。今回、来月市議会の 12 月議会がございしますが、そこに向けて提出する補正予算という形になります。具体的にはこの資料の名称のところにありますが、医療保健政策区市町村包括補助事業補助金返還金ということで、これは東京都の補助金になります。具体的には東京都の方で身近な地域医療ですとか、保健サービス実施主体である市区町村の地域の実情等を踏まえまして医療保健サービスの向上を図る、ということを目的として補助金として交付されております。補助金申請の流れですが、医療保健サービスの向上ということで東京都の方で補助メニューというのがございまして、こういうことを市区町村でやっているものがあればそれに対して補助をします、という形になります。まず市の方ではこの事業にはこれだけお金がかかりますというような経費の必要額を積算しましてそれを元に補助金の交付申請をして

補助金が交付されるという流れになっています。事業が終了しましてかかった経費の支出額、精算額になりますが、それを出しまして実績報告書を請求するという流れが一般的になってます。今回 12 月議会の方に提出する補正予算案につきましては、今申しました通り申請額から実績額を差し引いた残額ともう一つは今回特別なんですけど、この補助金が交付された後に政策経営部の方で、今回都の補助金ですけど、国の他の補助金を活用したいということがございまして、交付された後でしたので、国の補助金に振り替えたことによる、これが約 130 万円ほどになるんですが、そこを返還するということになりまして、資料をご覧くださいだと思いますが、交付額としましては表の真ん中の補正前予算額が 30,330 千円、実績額として補正後予算額のところですが、28,511 千円ということでその左側の補正見積額として-1,819 千円という形で今回この 1,819 千円を東京都に返還するための補正予算ということで議会の方に提出する予定です。内容は以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

会 長：事務局の説明が終わりましたが、何か質疑なり追加のご意見がございましたら。よろしいですか？私の方から、都の補助金を国の補助金に乗り換えたという説明ですが、国の補助金とは元々はなかったんですか？

坂本係長：そうですね。急きょ年度のギリギリのところで政策経営部の方から連絡がありまして、このメニューにあたるのでそちらの方で申請をしたいということでございます。

会 長：これは何かメリットがあるんですか？乗り換えると。

堀江課長：具体的には地方創生加速化交付金ということで補助率が 10 分の 10 なんです。国の方の補助率が。補助率がいいということがありますので、全体的な事業費の 10 分の 10 もらえるということがありましたので、そちらにしたいということで組換えということになります。

会 長：はいそうですか。他に何か？

吉川委員：この補助金というのは毎年？

堀江課長：はい、加速化交付金というのは 1 年ということで、前年度限りです。平成 28 年度です。

会 長：よろしいですか？なければ議題 2 に進ませていただきます。議題（2）の方を事務局の方から説明をお願いします。

宮崎課長：お手元の資料 No.2 保健センター運営審議会資料くにサポ受付集計票をご覧ください。平成 29 年 7 月から子育て支援課の方で子どもの総合相談窓口を立ち上げました。くにたち子育てサポート窓口、通称くにサポと呼んでおります。そこで 7 月 8 月 9 月の実績の集計票という形でご報告させていただきます。従来妊娠届を市民課の方に出していただいて母子手帳交付を行っていたんですけど、そこを子育て支援課のくにサポ窓口で受けるということで保健師と妊婦さんがお話をしてアンケートを取らせていただいくような流れに変わっています。その他今までお子さんが生まれたり児童手当とか医療費助成の窓口と相談部門が

統合してできるだけワンストップで済むように立ち上げたものでございます。7月は総体的には615件、8月は930件、8月はひとり親の関係の手当の現況届が多いことがありまして数字が上がっております。9月は通常に戻った形で780件、3か月で2,325件、軽微なものから相談までということでこの件数をあげています。総合相談ですのでここで対応できることもあるんですが、仲立ち役で的確につないでいけるかということでやっています。行政執行するところではないのでその根拠となる児童福祉法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、母子保健法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいて実施している形になります。総合相談なので、基本少しでも不安等がございましたらご相談していただければと思います。以上でございます。

会 長：説明が終わりましたけど、何か難しい話のようですけど。

鎗木委員：この手続き関連の貸付というのは？

宮崎課長：東京都の福祉資金の貸付を窓口になっておりますので、主にひとり親の方の学費だとかの貸付をやっておりますのでそういうご相談、これから学校に行きたいんだけどというようなことでご相談を受ける際のチャレンジ窓口とかを紹介する形です。

会 長：分かりました。よろしいですか？

鎗木委員：あともう一つ。このその他のところの「その他」というのは例えばどんな？

宮崎課長：どうしても総合相談ということで目立つような窓口になってますので、どこですか？っていう案内役をするようなことがありまして、組織の見直しをしたことによって、そこに旧ゴミ減量課があったものですから、ゴミの相談にいらっしゃる方も多々いらっしゃって、うちの相談に当てはまらないものを「その他」に入れさせていただいております。

鎗木委員：ありがとうございました。

会 長：よろしいですか？他にどなたか？

吉川委員：妊娠出産関係で面接等もされていると思うんですけども、保健師さんは大体、何名くらいいらっしゃるんですか？

宮崎課長：保健師は2名いるんですが、一人は婦人相談員もいるし相談員も兼ねている2名と、足りないときはこちらの保健センターから応援をお願いしているという状況です。基本は2名です。

吉川委員：仕事のまわりというか、面接に対しての職員数というのはこれは足りていらっしゃるんですか？

宮崎課長：今年7月から始めたのでゆりかご面接事業は7月から始めた事業ということで4月から6月までの妊婦面接ができない状況がありまして、それに関しては保健センターの保健師さんに来ていただくような形をとって、7月以降は窓口の方でさせていただいてます。どうしてもお会いできなかった場合については、保健センターの方をお願いするという流れでやっております。こちらは嘱託員でやっておりますから、なんとか総計でいくと3名から4名という形でやって

いけるかなと。どうしても窓口 2 人だけだとお昼だとか当番だとか色々あって応援体制をとらないと。

吉川委員：窓口の保健師さんの負担にならないようにお願いしたいです。

宮崎課長：そうですね。他の総合相談もやっておりますので、ただ国立市はそれほど、一日に妊娠届が殺到するほど多いわけではないので、大体 4～5 件程度ですので、何とかそれで対応できています。

会 長：よろしいですか、他にどなたか？なければよろしいですか報告事項は。では次の 3 番目の骨髄移植ドナー支援制度策定に関する陳情について事務局の方から説明お願いできますか。

堀江課長：はい、それでは資料No.3の方をご覧くださいませでしょうか。骨髄移植ドナー支援制度策定に関する陳情ですけれども、平成 29 年 6 月に国立市議会に陳情が支援団体から出されております。この陳情は 9 月に開催されました平成 29 年第 3 回国立市議会定例会におきまして採択で議決をされております。陳情の主な内容なんですけれども、こちらは、骨髄移植が白血病など重篤な血液疾患に対応した効果の高い治療法ということなんですけれども、健常人からの善意による骨髄の提供が前提となっておりまして、提供に至るまでは患者と提供者、いわゆるドナーの方とのコーディネート、それから同意書の取り交わし、また平均 3 泊 4 日の入院、それから全身麻酔による骨髄採取などドナーの方の肉体的、精神的、物理的負担が大きいという現状がございます。それからドナーの方の入院にかかる医療費、交通費等につきましては個人負担はないんですが、それから万が一の健康被害につきましても保険で補償されるということとはございますが、休業補償がないという状況がございます。それから日本骨髄バンクのドナーの登録者数ですがこれは全国で約 47 万人いらっしゃいまして、登録者の方と患者の方との白血球が適合しないと移植ができませんので、その適合率というのが 95%ということですからかなり高い率にはなっている状況がございますが、ただ実際の骨髄提供率が 60%という状況となっております。そこで提供率向上が望まれているんですが、この要因としてドナーの方の仕事の都合や家族の方の反対など様々な理由が考えられます。合わせましてドナーの方の対象年齢というのが決まっております 20 歳～55 歳の方が提供できるという規定になっておりますので、その年齢の方というのは就業されている割合が高い状況がございます。そこでドナーの方への休業補償とそれに合わせまして本人が勤務される事業所に奨励金を交付するということで提供率の向上を目指していきたいということがございます。東京都は平成 27 年度から、これもこの支援団体の方から東京都の方に要望がありましてそれに基づきまして平成 27 年度から骨髄移植ドナー支援制度を実施する自治体に対して補助金を支出する制度が創設されております。ただ創設されているんですが、平成 29 年 4 月現在ですが都内で支援制度を実施している自治体が 23 自治体ということでまだ半数に達していない状況がございました。自治体によってばらつきがあるということで住民格差が生じ

ているという現状がございます。以上の理由から国立市においても骨髄移植ドナーに対する支援制度を策定していただきたいといった内容になっています。こちらの陳情は採択されたということがございますので、保健センターでは骨髄移植ドナー支援制度の創設に向けて現在検討を行っているところでございます。以上となります。

会 長：説明が終わりました。何か質問等よろしいですか？

坂井委員：これは半数の自治体でまだ実施されてない、国立では採択されたということで非常に良かったなと思うんですが、他の自治体というのはどういう動きなんでしょうか？もしお分かりになるようでしたら教えてください。

堀江課長：こちらは平成 29 年 8 月現在ですが、多摩地区では 10 市、具体的には、稲城市、町田市、青梅市、武蔵野市、三鷹市、小金井市、小平市、府中市、調布市、西東京市、この 10 市が実施しておりまして、この支援制度の具体的な内容なんですけれども、ドナーの方には 1 日つき 2 万円、それからドナーの方が勤務されている事業所には 1 日につき 1 万円を限度に最大 7 日間支給するということで、これは東京都の補助の実施要領がそのような基準になっていますので、各市もそれに合わせて実施しているという状況でございます。

会 長：よろしいですか？

坂本係長：一つ捕捉しますと先ほど議題の (1) にありました東京都の医療保健政策区市町村包括補助事業、この中に補助金のメニューがございますので、この補助金につきましては 1/2 補助ということになっております。以上です。

坂井委員：今聞いた自治体だけですと半数、ほとんど進んでいないような感じに受けるんですけどそういうことでよろしいのでしょうか？

堀江課長：そうですね。

坂井委員：そこに国立市が入ってくるということなんでしょうけど、全体的な流れというのは分からないので教えてください。

坂本係長：今課長の方からありましたけど、26 市のうち多摩地区で 10 市でこの事業行っているということで、補助金の始まる前、平成 28 年度以前に実施していたのが稲城市で、補助金の制度ができてから 9 市が始めているということで流れとしてはこの補助制度を活用してやっていこうという自治体が今後増えていくんではないだろうかというようなことは考えられます。

会 長：よろしいですか？

坂井委員：方向性は非常にわかるんですがなぜこれが 100% に近づかないのかなという、これを阻害しているものっていうのは、私も専門的な知識は持ってないんですけども、非常にドナー登録というのは、コマーシャルとかテレビ、報道関係でも言っているように、そういったところが自治体が協力していかないと中々進まないと思うんですけども…どうしてなんでしょうか？

堀江課長：そうですね。

坂井委員：国立市の方に言うのもおかしい話なんだろうけど、一般的なクエスチョンマ

ークとしてお聞きしたかったんですが。

堀江課長：実施していた稲城市に聞いてみたんですね。実際稲城市はかなり前からドナーの方への支援制度を実施していきまして、実際にその状況をお聞きしたところ、当初始めた年はお二人くらいの方がいらっしゃったということなのですが、それが平成 25 年、24 年くらいだったと思うのですが…記憶が定かなくて申し訳ありませんが、それ以降実際この制度の適用になった方がいらっしゃらないというところがずっと何年も続いてきていたという現状がございましたので、そういった情報を各市把握しておりますので、実際に制度として入れたけれどもどうなんだというところも影響があったのではないかなと推測されます。これはあくまでも推測なんです。ただ方向性としては先ほど言われました通り、元々これは国の法律に基づいて行われている事業なのでその支援制度を行政も担っていかなければいけないというところはございますので、早い時期に 100%を達成していくのではないかと思います。

会 長：よろしいですか？他にどなたか？では私の方から一つ。実際の血液提供者 60%ということですが、これ日本全国では骨髄移植が必要な人というのはどのぐらいいらっしゃるんですか？

堀江課長：患者登録者数ということで、これは日本骨髄バンクの方で発表しているんですが平成 29 年 7 月末現在 3648 人です。

会 長：そうすると登録者数が 47 万人で 60%というとな必要な人には間に合っているような感じなんですけども。

堀江課長：そうですね。中々提供の段階になりますと難しい現状が…

会 長：型が合わないということもあるんでしょうけども…はい、分かりました。

坂井委員：計算のマジック。会長からの質問に合わせて聞きたいのですが、実際登録が 47 万人いても実際にいざとなると中々提供というところには結びつかないということなんでしょうか、提供に結びついた方のうち 60%が…どういうことなんでしょうか？

堀江課長：こちらは提供率、提供された方の割合、いわゆる患者として登録されていてそのうち 6 割の方が提供を受けていますということになりますので残り 4 割の方がドナーの方からの提供が行われていないということです。

会 長：やっぱり逆なんですね。その提供率は受けた方なんですね。

堀江課長：提供を受けられた方が 6 割いらっしゃいますということです。

会 長：47 万のうちの提供した人が 60%ではなかったですね。

堀江課長：これはあくまで患者の方が提供された割合です。

会 長：はい。分かりました。他にございますか？

吉川委員：これは例えばドナーの方が国立市民であれば国立市で出すという整理でいいですか？患者さんが例えば他府県の方である場合で、国立市民ではない方の医療のためにドナーが住まれている国立市が給与補償等事業者への支援をするということですか？

堀江課長：そうですね。あくまでも国立市民の方がドナーとして提供された場合になりますので、それがどこの場所に行かれても国立市民の方であれば対象になります。

吉川委員：税金の負担の関係で国立市の方が医療を受ける場合にお金を出すというのであればすごく分かるんですが、全国のどこかの方が骨髄移植を受けるのに国立の方が行くのに国立市が費用を出すのは制度的にどうなのかと思います。ただ議会に採択をいただいているのでそこはクリアされているんだとは思いますが、医療が必要か必要でないか、患者さんがかわいそうじゃないか、という議論とは別に、地方自治と公費による負担の関係はどうなんだろうかとはい思います。

堀江課長：そうですね、そのおっしゃられる部分というのは確かにございます。これが全国の自治体でこの制度ができましたらそれはお互い様ではないですがそこは100%ドナーの方に保証がどこの自治体のどこの市民であっても保証されることになれば。実際国立市の患者さんはお1人2人というような状況です。日本骨髄バンクの方に伺ったんですが、5人もいらっしやらないという現状がありまして、そういった中で国立市内にお住まいの患者さんに国立市民の方がというのも中々難しい状況がございますので、そういったところもこの制度的には配慮して作っていかねばならないと思います。

会 長：よろしいですか？特になければこれは報告ということでよろしいですかね。一応この議題は終わりにさせていただきたいと思います。他に何かございますか？議会で議決されて、国立市でこの制度がスタートされたという理解でよろしいですね？

堀江課長：すいません。まだスタートしておりません。それを制度化するために色々検討を担当課でしておりまして、来年度に向けて制度化ができないかというところの検討を行っているところです。

会 長：まだ議会には通したけど実際にはまだ動き出していないということですね。分かりました。なければこの議題を終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。他にご意見なければ次回の運営審議会の日程を決めたいと思いますが、今のところ事務局の方では2月21日(水)を第一候補とされているようですが。もしだめだったら1週前の14日ということですね。ご都合いかがでしょうか？2月21日(水)13時15分からということでしょうか。それではみなさんご都合がよければ2月21日(水)13時15分からということで予定させていただきます。

坂井委員：私はできましたら1週早めていただければありがたいのですが。

会 長：他の委員の方いかがでしょうか？14日でもよろしいでしょうか？そうしたら2月21日ではなくて14日(水)ということで予定させていただきたいと思います。他にご意見がなければ第2回国立市運営審議会を閉会させていただきます。みなさんありがとうございました。